

ひきこもり地域支援センターの概要

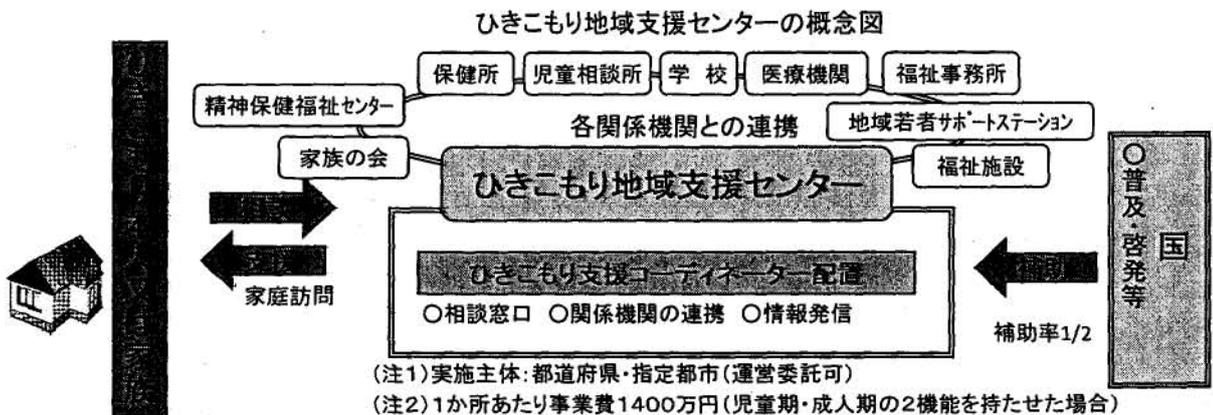
- 課題**

 - ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
 - ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
 - ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。

各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

〇「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

- ①第1次相談窓口 → ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
- ②他の関係機関との連携 → 対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。
- ③情報発信 → リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

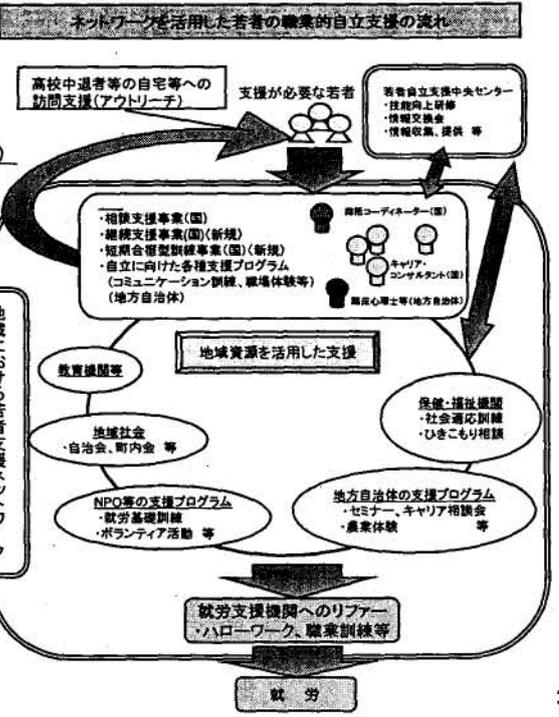


地域若者サポートステーション事業

20年度予算額 13.5億円 21年度予算額 17.4億円 22年度予定額 18.5億円

【趣旨・目的】
ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要である。このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」を運営している。平成22年度は、この設置拠点を拡充するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援(アウトリーチ)による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化することとする。

- 〇 ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」(通称: サポステ)を設置(19年度 50か所→20年度 77か所→21年度 92か所→22年度予算案100か所)
 - 〇 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導の実施
- ※のべ来所者数: 35,179名(18年度)、144,171名(19年度)、202,112名(20年度)
 ※利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合:
 26.2%(18年度)、26.8%(19年度)、28.0%(20年度)



【22年度事業計画(概要)】

① 相談支援事業(拡充)
支援対象者に対して当初の相談から自立支援まで一貫した支援を行うとともに、地域の若者支援機関によるネットワークを活用し、必要な支援が継続的に受けられるよう、専門機関への誘導(リファー)、支援状況のフォローを行う。また、訪問支援担当のキャリア・コンサルタント1名を配置し、進路の決まっていない高校中退者等を対象とした自宅等への訪問支援(アウトリーチ)を新たに実施する(50か所)。

② 継続支援事業(新規)
サポステの自立支援プログラムの一環として、高卒学歴・高卒相当学力取得を当面の目標に設定する者を対象に、学び直し(定時制・通信制高校や高認試験の受験等)に向けた学習支援や進路相談等を含む総合的・継続的支援を行う(5か所)。

③ 短期合宿型訓練事業(新規)
サポステの自立支援プログラムの一環として、特に生活面の基礎形成等が求められる者を対象に、おおむね1週間以内の短期合宿型訓練を行い、生活訓練等のプログラムを提供する(5か所)。

2. 医療 (1) 病院・診療所

概要

- 設置主体: 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、個人等
- 法的根拠(精神保健医療業務に関するもの): 精神保健福祉法、健康保険法等
- 財源: 医療保険
- 設置数: 精神科病床を有する病院1,666か所(平成20年現在)
精神科・神経科・心療内科を主たる診療科とする診療所3,193か所(平成20年現在)
- 訪問に関する業務:
 - ・精神科医師による往診、訪問診療
 - ・看護職員(訪問看護部門又は外来、病棟部門等の職員)による訪問看護
- 人員配置: 医療機関の保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士 ※精神科訪問看護・指導料が算定できる職種

訪問支援の仕組み

- ◆訪問看護等(※医療保険の精神科訪問看護・指導料の場合。)
 - ・精神科医師の指示を受けて、精神障害者である入院中以外の患者又はその家族に対し、患家を訪問して看護及び社会復帰に関する支援等を行う。
 - 具体的には、
 - ・日常生活の維持、生活技能の獲得・拡大
 - ・対人関係の維持、構築
 - ・家族関係の調整
 - ・精神症状の悪化や増悪を防ぐ
 - ・身体症状の発症や進行を防ぐ
 - ・社会資源の活用 等
 - ・入院中の患者の退院に先立ち、患家等を訪問して退院後の療養上必要な支援や調整を行う。
- ◆往診・訪問診療
 - ・患者の求めに応じて又は定期的・計画的に患家に訪問して診療を行う。
- ◆利用者の負担
 - ・医療保険や介護保険の一部自己負担があるが、自立支援医療の給付により負担軽減がある。
 - ・交通費: 医療保険の場合は実費相当額を、介護保険の場合は通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に支払いを受けることができる。

34

精神科訪問看護に係わる報酬(平成22年度時点)

精神科を標榜する保険医療機関	
精神科退院前訪問指導料	380点
	6ヶ月未満退院患者 3回まで 6ヶ月以上入院患者 6回まで
複数職共同加算	320点
精神科訪問看護・指導料Ⅰ	575点
	退院後3ヶ月以内 5回/週まで 退院後3ヶ月超え 3回/週まで
	保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士
複数名訪問加算	450点
急性増悪期算定	1) 急性増悪日から連続7日間以内(1回/日) 2) 上記より1ヶ月以内の連続7日間以内(1回/日) ※1)は医師の直接診察による指示が必要
精神科訪問看護・指導料Ⅱ	160点(3回/週まで)
	精神障害者施設入所中の複数患者への指導
時間加算	3時間超えは40点/時を加算(8時間以内)
精神科退院指導料	320点(1回)
24時間対応体制加算	—
24時間連絡体制加算	—

訪問看護ステーション(医療保険)	
精神科退院前訪問指導料	—
複数職共同加算	—
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550円(週3日目まで) 5,050円(週3日目まで)
〈訪問看護管理療養費〉	6,550円(週4日目移行) 6,050円(週4日目移行)
	初日:7,300円 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
	2日目以降12日まで:2,950円 准看護師
複数名訪問加算	4,300円(1回/週まで) ※看護師と准看護師の場合は3,800円
特別訪問看護指示算定	急性増悪時には指示のあった日から起算して14日を限度として算定できる(1回/月) ※特別訪問看護指示書の交付が必要
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	1,600円(3回/週まで)
	保健師、看護師又は作業療法士による精神障害者施設入所中の複数患者への指導
時間加算	3時間超えは400円/時を加算(8時間以内)
退院時共同指導加算	6,000円(1回)
24時間対応体制加算	5,400円(1回/月)
24時間連絡体制加算	2,500円(1回/月)

35

医療機関における精神科訪問看護の実施状況

精神科訪問看護・指導実施件数の年次推移

	施設数		実施件数	
	病院	一般診療所	病院	一般診療所
平成11年度	709	208	28,308	3,382
平成14年度	727	236	39,462	6,072
平成17年度	826	304	56,051	10,330
平成20年度	878	348	76,225	15,379

※医療施設調査(各年9月1ヵ月間)

※実施件数は上記期間内の訪問看護実施回数

36

在宅診療に関する診療報酬

往診料	患者の求めに応じて 患者に赴き診療	720点	主な加算	在宅療養支援 診療所・病院	それ以外
			緊急	650点	325点
			夜間	1,300点	650点
			深夜	2,300点	1,300点
在宅患者 訪問診療料	在宅での療養患者に 定期的に訪問して診療 (特定の疾患・病状を除き 週3回を限度)	830点	(同一建物居住者以外)		
		200点	(同一建物居住者)		
在宅時 医学総合 管理料	在宅療養を行う通院困難な 者に、計画的な医学管理の 下に月2回以上の定期的な 訪問診療を実施	在宅療養支援 診療所・病院	4,200点	(処方せん交付)	
		それ以外	4,500点	(なし)	
			2,200点	(処方せん交付)	
			2,500点	(なし)	

在宅療養支援診療所・病院

患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する医療機関

<要件>

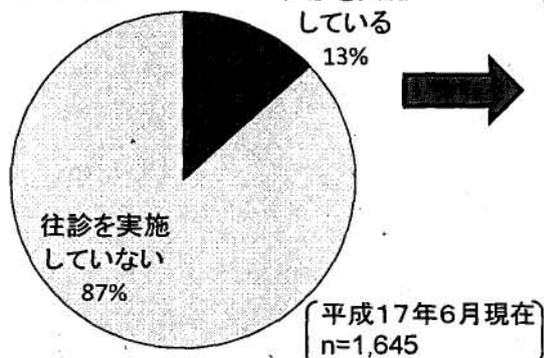
- ・24時間連絡を受ける連絡先を患者に提供
- ・24時間往診可能な体制の確保
- ・24時間訪問看護可能な体制の確保
- ・緊急時の入院体制の整備(在宅療養支援診療所では連携機関でも可)
- ・連携機関との情報共有

※在宅療養支援病院は、200床未満、又は、半径4km以内に他の診療所がない病院に限る

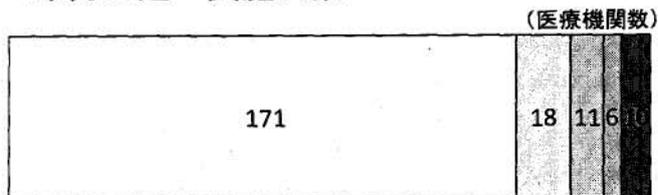
等

精神科医療機関における往診の実施状況

精神科病院

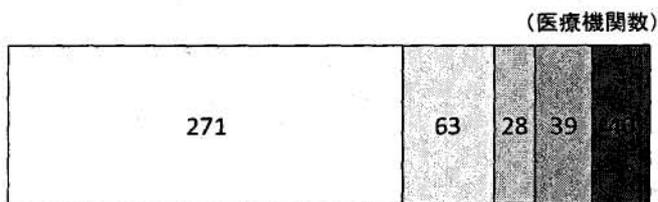
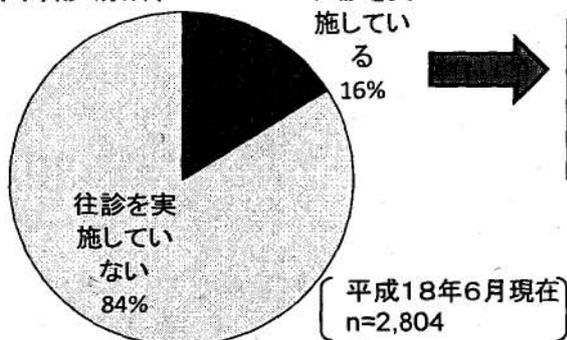


1ヶ月の延べ実施人数



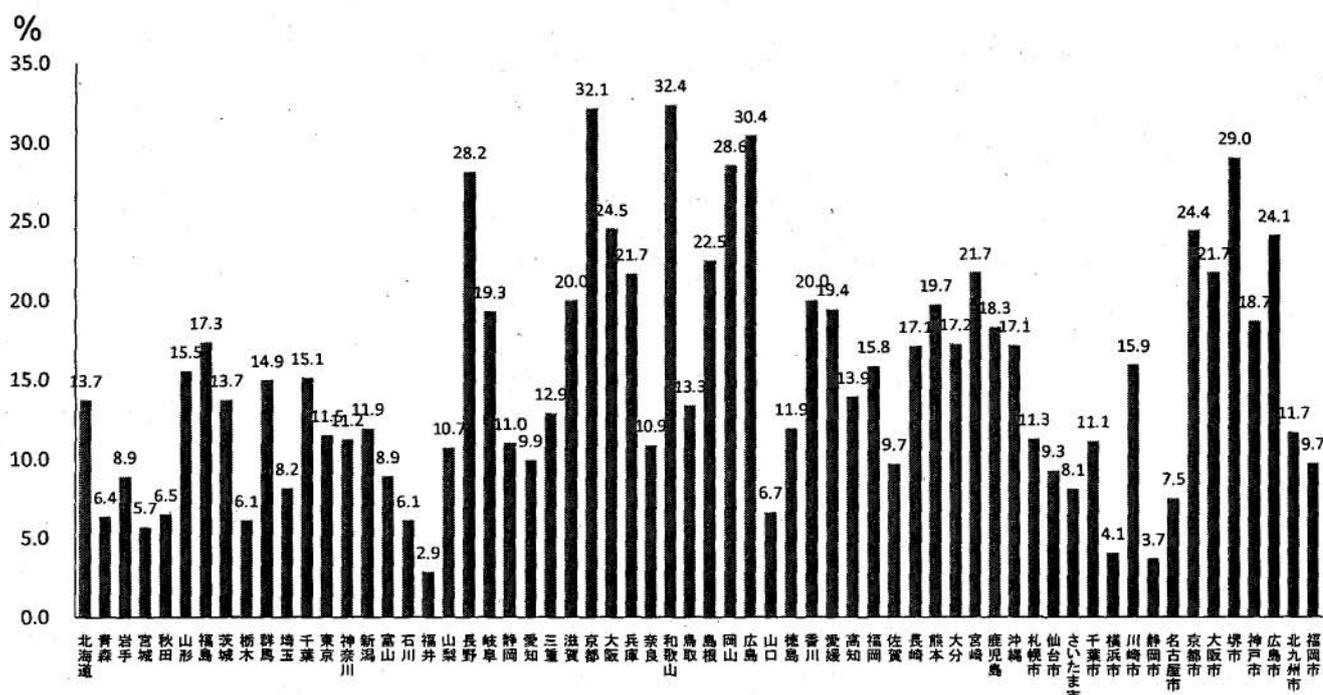
□ 1~10人 □ 11~20人 □ 21~30人
■ 31~50人 ■ 51人以上

精神科診療所



(精神・障害保健課調べ)

往診を実施する精神科医療機関の割合(都道府県別)



※平成17年6月に1回以上往診を実施した病院数と、平成18年6月に1回以上往診を実施した診療所数を合算したもの

(精神・障害保健課調べ)